

## F A X 送 付 御 案 内

宛          先	FAXNO	発信日	令和 3 年 12 月 5 日			
	会社名 お客様 各位 様 部署名	枚 数	表紙共	6 枚		
	石綿事前調査結果の報告	発     信	〒721-0975 福山市西深津町五丁目23番40号 行政書士・社会保険労務士 神田 勉事務所 TEL (084)921-8740 FAX (084)921-8747 社労士 <a href="http://www.kandajimusyo.com">http://www.kandajimusyo.com</a> メール <a href="mailto:kandajimusyo@do2.enjoy.ne.jp">kandajimusyo@do2.enjoy.ne.jp</a>			
<input type="checkbox"/> 連絡用 <input type="checkbox"/> 参考用 <input type="checkbox"/> 確認用 <input type="checkbox"/> 回答用		回答希望日		年	月	日

いつも神田事務所を御利用ありがとうございます。

最近手に入れた情報で、建設業を行っている皆さんにとって、重要な事項だと思われるので、

FAXさせていただきました。

「石綿事前調査結果の報告」が義務化されました。

建築物石綿含有建材調査者講習を修了した人がね報告しなければなりませんので、

ほとんどのお客様に、必要と思われるので、講習の申し込みをされることを

希望します。

私の現在情報を仕入れたばかりですから、詳しい内容はわかりませんが、

できる限りの情報を集めるように努力します。

以上宜しくお願いいたします。

# 建築物（個人宅含む）・工作物の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿の事前調査結果の報告が義務化されます

一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、  
石綿含有の有無の事前調査の結果等を、あらかじめ、  
電子システムで報告することが義務になります  
(令和4年4月1日以降に開始する工事から適用)

◆**報告が必要な工事** ※石綿が含まれていない場合もその旨の報告が必要です

① **解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事**

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する  
工事をいう

② **請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事**

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える  
工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう  
※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③ **請負金額が税込100万円以上の下記工作物の解体工事・改修工事**

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

◆**報告の方法**

- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

# 報告様式(石綿障害予防規則様式第1号)

## 事前調査結果等報告

元方事業者に関する事項	事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号	
	作業場所の住所	工事の名称			
	工事の概要	建築物又は工作物の新築工事の着工日			西暦 年 月 日
	建築物又は工作物の構造の概要	解体工事又は改修工事の実施期間			西暦 年 月 日 - 年 月 日
	解体工事を行う床面積の合計	m <sup>2</sup>	解体工事又は改修工事の請負金額	円	事前調査の終了年月日
	事前調査を実施した者 (作業対象が建築物の場合に限る。以下同じ。)	氏名 講習実施機関の名称	分析調査を実施した者	氏名 講習実施機関の名称	作業に係る 石綿作業主任者の氏名
請負事業者に関する事項	事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号	
	事前調査を実施した者	氏名 講習実施機関の名称	分析調査を実施した者	氏名 講習実施機関の名称	作業に係る 石綿作業主任者の氏名
	事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号	
	事前調査を実施した者	氏名 講習実施機関の名称	分析調査を実施した者	氏名 講習実施機関の名称	作業に係る 石綿作業主任者の氏名
	事業者の名称	労働保険番号	事業者の住所	事業者の電話番号	
	事前調査を実施した者	氏名 講習実施機関の名称	分析調査を実施した者	氏名 講習実施機関の名称	作業に係る 石綿作業主任者の氏名

様式第1号(第4条の2関係)(裏面)

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した場合 ①目視 ②放射能計測 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	作業の種類			切取等の作業の有無		作業時の措置 ①責任隔離、②隔離(責任なし)、 ③湿潤化、④呼吸用保護具の使用
	有	なし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口 ⑤口	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口 ⑤口	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口
煉瓦断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口 ⑤口	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口
屋根用断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口 ⑤口	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口
耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口 ⑤口	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口 ⑤口	△	△	△	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口 ⑤口				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口 ⑤口				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口 ⑤口				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口 ⑤口				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口
バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口 ⑤口				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口
ピコル圧タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口 ⑤口				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口 ⑤口				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口
石膏ボード/ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口 ⑤口				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口 ⑤口				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①口 ②口 ③口 ④口

年 月 日

事業者職氏名

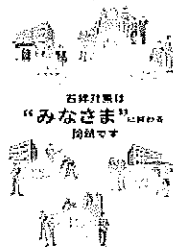
### ☆関連する規制

建築物の事前調査は、

- ①建築物石綿含有建材調査者 又は
- ②令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

のいずれかが実施する必要があります  
(令和5年10月1日施行)

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトを  
ご覧ください



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>  
(トップページ)

工事の元請業者のみなさまへ



# 建築物石綿含有建材調査者講習

厚生労働省では、石綿含有建材に関する規制法を所管する国土交通省や環境省と連携し、多様な種類の石綿含有建材の調査を行うことができる専門家を育成するため、2018年に3省共管の講習制度を創設しました。

## 登録講習機関一覧

「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に基づく登録講習機関については、こちらをご覧ください。

[・石綿総合情報ポータルサイトへのリンク](#)

## 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程について

国土交通省では、平成25年7月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年国土交通省告示第748号）を定め、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ってきました。

一方で、厚生労働省や環境省では、「石綿障害予防規則」や「大気汚染防止法」に基づく建築物の解体などの前に実施する調査に際し、一定の知見を有する者が当該調査を行うよう、周知啓発を行ってきました。

これらの調査に求められる知識や技能は共通の内容が多く、今後、石綿含有建材が使用されている建築物の解体工事の増加が見込まれる状況を踏まえると、調査に携わる者の育成を一体的に行うことが、効果的かつ効率的であることから、2018年10月23日に、これまでの講習制度に関する告示を廃止し、新たに3省共管の講習制度に関する告示を制定しました。

また、2020年の石綿障害予防規則等の改正に伴い、2020年7月1日に建築物石綿含有建材調査者講習登録規程を改正しました。

[平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号（2020年7月1日改正反映後）](#)

[概要資料：建築物石綿含有建材調査者講習登録制度の一部改正について](#)

## 参考：報道発表資料

[平成30年10月23日「石綿を含有する建材を建築物の解体時などに調査する者のための講習制度を創設します」](#)

## 関連通達

[令和3年10月15日付基安化発1015第1号「建築物石綿含有建材調査者講習に係るインターネット等を介したeラーニング等による実施について」](#)

[令和2年10月20日付基発1020第4号「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について」](#)

[建築物石綿含有建材調査者登録規程に基づく建築物石綿含有建材調査者講習Q&A](#)

令和2年7月1日付基発0701第11号「建築物石綿含有建材調査者登録規程の改正等について」

平成30年10月23日付基発1023第6号「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の制定等について」

# 建築物石綿含有建材調査者講習に係る手続について

## 講習機関として登録したい場合

建築物石綿含有建材調査者講習の登録に係る事務手続は、都道府県労働局で行っております。詳しい手続については、お近くの労働局の健康課もしくは健康安全課までお問い合わせください。

[都道府県労働局一覧](#)

## 講習を受講したい場合

建築物石綿含有建材調査者講習を受講したい場合は、下記の講習機関まで直接お問い合わせ下さい。

## 登録講習機関一覧

「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に基づく登録講習の一覧です。

[・石綿総合情報ポータルサイトへのリンク](#)

## 【参考】講習に係る標準テキスト

※本テキストは、平成31年3月に編纂されたものを参考として掲載しています。現行法規に基づく最新のテキストにつきましては、各講習機関にお問い合わせください。

### 改訂版目次

[第1講座 改訂版](#)

[第2講座 改訂版](#)

[第3講座（調査）改訂版](#)

[第3講座（分析）改訂版](#)

[第4講座 改訂版](#)

[巻末資料2 改訂第3版](#)

[巻末資料3 改訂第3版](#)

[巻末資料5（海外の調査者制度）改訂第2版](#)

[巻末資料6-1（A）改訂第3版](#)

[巻末資料6-2（B）改訂第3版](#)

[巻末資料6-3（C）改訂第3版](#)

[巻末資料7（関係法令）改訂第2版](#)

[巻末資料8（現地調査報告書の作成要領）改訂第3版](#)

[巻末資料9 \(JIS A 1481の概要と各分析方法の特徴\) 改訂第3版](#)

[巻末資料10 \(石綿濃度と飛散の概念図\) 改訂第3版](#)

[巻末資料11 \(構成説明\) 改訂第3版](#)

[巻末資料11 \(参考6 アスベスト含有建材の劣化状態P7-11\) 改訂第3版](#)

[巻末資料11 \(建物の煙突用石綿断熱材P84-89\) 改訂第3版](#)

[巻末資料12 \(石綿含有建材と間違えやすい建材例\) 改訂第3版](#)

[巻末資料13 書面調査結果の整理方法の例](#)

[巻末資料14 建築物と石綿に関する参考データ等](#)

## 他省庁リンク

[国土交通省 報道発表](#)

[環境省 報道発表](#)

お問合せ先

労働基準局安全衛生部化学物質対策課 衛生対策班 内線5 5 1 1



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。